

2026年5月20日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行仙台市との「脱炭素都市づくりに向けた脱炭素型建築物の
普及促進に関する連携協定書」の締結について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 坂爪 敏雄）は、仙台市と「脱炭素都市づくりに向けた脱炭素型建築物の普及促進に関する連携協定書」を下記のとおり締結しましたので、お知らせいたします。

仙台市では、「新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度」を2027年4月に施行予定であり、脱炭素都市づくりに向けて連携して取り組んでまいります。

記

1. 連携事項

- (1) 市民・市内事業者の脱炭素型建築物の新築、リフォームの支援
- (2) 脱炭素型建築物の普及啓発
- (3) 仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例の周知
- (4) 上記に掲げるものに関する情報提供
- (5) 上記に掲げるもののほか本協定の目的の達成に資する事項

2. 締結日

2026年5月20日（水）

<新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度>

- ・脱炭素社会の実現が喫緊の課題となる中、再生可能エネルギーのさらなる普及拡大に向けて、建築物の屋根等を活用した太陽光発電の導入を推進していく必要があります。
 - ・また、住宅の断熱化は、脱炭素のみならず、健康で快適な暮らしを確保する観点からも重要です。
 - ・上記を踏まえ、仙台市では、新築建築物への太陽光発電の導入や高断熱化を促進する本制度を導入したもので、具体的には、大手ハウスメーカーや大規模建築物の建築主に対し、建築物の新築時に、一定量の太陽光発電の導入や断熱の取り組みを義務付けるものです。
- ※市民の皆様には直接義務を課す制度ではありません。

以上

じもとグループは
SDGsに賛同しています本件に関する問合せ先
経営企画部経営企画課 中島
TEL : 022-225-8258